

グローバル化、中国の経営と腐敗、そして外資企業の リスク

——中国・NZ合弁企業・三鹿集団粉ミルク事件を中心に——

築 場 保 行

1. はじめに
2. 中国の光と影—グローバル化が際立たせる中国の影の部分—
 - (1) 超大国の出現
(超大国の出現と諸外国の懸念)
(中国の影の部分)
 - (2) 中国と世界の距離
(グローバル撤退で暴露されたネット検閲)

グローバル化、中国の経営と腐敗、そして外資企業のリスク（築場）

〔世界の工場〕の現実と経済の腐敗、投資リスク

3. グローバル化と中国企業経営の腐敗

(1) 外資系企業の中国での腐敗行為

(2) 外国企業の腐敗行為の形態とその影響

(3) 腐敗の手法

(4) 中国企業による外国での腐敗行為

4. 世界を震撼させた有毒粉ミルク事件——中国・NZフォンテラ合弁・三鹿集団粉ミルク事件——

(1) 事件の経緯

(事件の発生とその波及)

(事件の原因)

(2) 後日談

(網民の声)

(後日談)

(3) 三鹿集団粉ミルク事件の判決

むすびにかえて

1. はじめに

超大国として台頭した中国の企業経営は多くの困難な社会的問題を内包している。経済のグローバル化は中国の成長を促進したが中国の影の部分をもひろげ際立たせるようになったということが出来る。本稿では最初に最近の主要な

事件を簡単に紹介する。これらの事件は中国の経営と政治のありかたそしてグローバル化とが直接間接、原因になっている。短期的な利益の追求、企業理念・倫理の欠如、官民の腐敗・癒着が人命軽視、環境破壊、法を無視した企業活動を常態化させている。グローバル化は外国企業を現地化、中国化させ、また中国企業の腐敗をグローバル化した。そこで次に外国企業の中国での腐敗活動の形態と方法を考察し、また中国企業の海外活動と腐敗の輸出の事例を紹介した。最後に中台合資企業である三鹿集団の有毒粉ミルク事件の検討をつうじて中国企業の官民癒着・腐敗の構造、そして外国企業にとっての中国投資のかかえる問題点を考察した。

2. 中国の光と影——グローバル化が際立たせる中国の影の部分——

(1) 超大国の出現

(超大国の出現と諸外国の懸念)

中国が経済大国として台頭し二〇一〇年に日本のGDPを追い越し、また近い将来、米国をも追い越すことが語られている。ただ国際社会の反応は決して好意的ではない。その理由は中国の成長による環境問題の深刻化、資源争奪戦への影響、そしてその領土的野心などへの懸念からである。

中国企業の成長も顕著である。世界の企業の株式時価総額ランキングでは中国国有企業のペトロチャイナ（中国石油天然気股份公司）、中国工商银行、チャイナモバイル（中国移动通信集团公司）がそれぞれ一、四、一〇位にランキング入りしている（出所：Financial Times Global 500 2010）。このように中国企業の急速な大規模化が顕著である¹⁾。

グローバル化、中国の経営と腐敗、そして外資企業のリスク（築場）

ただ上記三社を含む中国上位ランキング企業のほとんどは資源、インフラ、金融等の基幹産業の独占企業であり、また国有企業であることが特色である。ちなみに上記ペトロチャイナは米国や香港で上場しているが政府が株式の大半を所有する中国石油天然気集団(China National Petroleum Corporation, 略称C N P C)傘下の子会社であり、実態は中央政府が経営権を握る国策会社である。

二〇〇九年、英豪系の鉄鉱石メジャーのリオティント社(Rio Tinto limited / Rio Tinto plc)に対する国有企業・中国アルミ(中国铝业公司)の出資計画が豪州側の撤回で頓挫した。計画の公表後、豪州の野党が買収に反対していたのも中国の資源支配に対する懸念からであるといわれる。事実、中国鉄鋼企業をはじめ中国大手企業の膨大な資源需要が多く、中国に脅威となつていないことと無関係ではないであろう。

(中国の影の部分)

二〇〇八年有毒粉ミルク事件が世界を震撼させた。被害者の数が膨大であるだけでなく、海外へも被害が拡散した。二〇一一年八月現在でも有毒粉ミルクが流通過程から回収されず被害者が続出している。中国では食品汚染の事件が非常に多発しており、事業者のモラルが問われることはもちろん法令順守の精神の欠如として政府の監督体制が問われる問題である。また当局が事件を秘密裏に処理しようとする結果、被害が拡散・大規模化することも多い。

ちなみに中国で毎年、発表される富豪のランキングに多くの炭鉱経営者が登場する。労働災害の発事件数が非常に多いが、特に炭鉱事故が頻発しており死亡者数は世界一である。荷請漣女史によれば、安全対策の不備が深刻な事故の一因であるが、法定基準を守らない違法な操業を可能にしているのが安全局公務員への贈賄であるといわれる。公

務員の炭鉱への投資は原則的には禁止されているが遵守されていない。多くの公務員が炭鉱に直接もしくは間接に投資をするか無償株の譲渡を受けており、労働者の安全を軽視して利益を追求する結果、炭鉱事故が多発している。²⁾法令順守の精神の欠如として政府の監督体制の不備は食品汚染事件の発生と軌を一にしている。

(2) 中国と世界の距離

(グーグル撤退で暴露されたネット検閲)

この他にも大規模な環境汚染や医療過誤など事件が多発しているが、大規模な事件が中国の多くの民衆に知られるようになったのはインターネットの普及によるところが大である。それは官製メディアが伝えない生の真実の情報を伝えているからであり、また庶民がはじめて意見を表明し間接的な方法で当局や共産党を批判することができる場を手に入れることができたからである。ところが当局にとってはそれが「社会の安定」を脅かす存在になることは最大限警戒しなければならないところである。事実、中国共産党の独裁廃止を求めた「零八憲章」がネットで広がったように、民主活動家の主舞台がネット上であり、ネットに対する検閲と統制が近年強化されていった。

そしてグーグル (Google) の中国本土撤退の事件は中国の政治のありかたを改めて知らしめた事件であった。「社会の安定」を根拠にネットの検閲を合理化する当局と「言論の自由」を価値とするグーグルの対立は二つの世界の対立とみることができる。

ネットを舞台に自由に権力を批判すること、またその腐敗を批判することを当局が検閲やハッキングを通じて制限しようとしているのだとすれば当局の対応はむしろ権力とその腐敗とが無縁でないことを証明しているといえるかも

しれない。中国の腐敗の根の深さ、権力と腐敗の関連そして民主主義を抑圧する権力の存在を改めて知らしめる事件であったといえる。

〔「世界の工場」の現実と経済の腐敗、投資リスク〕

中国富士康社・深圳工場で起きた工員の連続飛び降り死事件は、その生産現場のスケールの大きさと「世界の工場」といわれる現実を改めて知らしめた事件であるが、それだけでなく中国の産業構造、労務管理などの問題点を中国内外に提起する事件でもあった。米アップル社 (Apple Inc.) の iPad をはじめデル社 (Dell Inc.)、ヒューレットパッカー (Hewlett Packard Co.)、ソニーなどの最先端の IT 製品が同社で受託生産されている。八〇万人を超える従業員を有する大企業であるが、中国の典型といえる労働集約型加工組立産業企業の収益水準は決して高くない。また労働者の賃金水準も先進国の二〇分の一ほどである。

また三度も中国富豪ランキング第一位になった企業家が二〇〇八年、禁錮一四年の実刑判決を受けた。中国最大の家電量販店国美電器の創業者であり会長の黄光裕氏が兄の経営する会社株式のインサイダー取引と贈賄などで有罪となった。二〇〇八年一月同氏の拘留に続き中国公安部長補佐 (副大臣相当)、同公安部経済捜査局副局長らも捜査・拘留され処罰の対象となった。以後七ヶ月間同社株式の売買が停止するなど改めて投資リスクが浮上した。二〇一一年七月現在、同社は外国ファンドも巻き込み黄一族と現 CEO とが委任状争奪をめぐり争っていることでも話題となっている。中国の経済が証券投資面でも国際化が進行していることを象徴する事件であるが、同時に当局への賄賂なしには事業に成功できない中国の腐敗文化と投資リスクを海外に知らしめた事件であったといえる。

3. グローバル化と中国企業経営の腐敗

(1) 外資系企業の中国での腐敗行為

厳しく腐敗行為が禁じられている本国で法を遵守する企業が海外での腐敗行為が禁じられているにもかかわらず中国では腐敗行為に手を染める事件が多い。ウォルマート (Wal-Mart Stores, Inc.) やアルカテルルーセント (Alcatel-Lucent, Inc.)、IBM、ダイアノステック (Diagnostis, Inc.)、シーメンス (Siemens AG) など外国企業がこれまで中国での賄賂事件に巻き込まれてきた。中国の成長率が高いこと、外国企業にとって腐敗のコストを支払ってもリターンがあることで外国企業の中国での事業活動は旺盛である。

「人民網」によるとシーメンス子会社の医療機器メーカーは二〇〇三年から〇七年までに一四四〇万ドルもの賄賂を仲介者に贈ったといわれる。同社はその見返りとして、中国国有病院五院に医療設備を販売し二兆九五〇〇億ドルもの売り上げを得たといわれる。また米メディアの報道を伝えて米最大のラベルメーカーのエイブリーデニソン社 (Avery Dennison Corp.) が中国の地方官僚に賄賂を贈ったとして二〇万ドルの罰金を課されたという (人民網二〇〇九年八月一四日ほか)。

また「金羊網」によると米国コントロール・コンポーネンツ (Control Components Inc.)、略称CCI) は二〇〇三年から〇七年までに三十数カ国で約二二三六回賄賂を渡し、リストにあがった会社に中国の資源系大手の国有企業六社が含まれる。⁽⁴⁾

このように海外の企業が賄賂に手を染めるのは、中国市場が広大で可能性がきわめて高いため、賄賂で支払う金額

の数十倍もの見返りを得ることができるところである。同時に中国が最も腐敗の容易な国であること、賄賂を求める傾向(外国企業が求められる)が強いことが外国企業による腐敗行為増大の要因であることも認めなければならない。

(2) 外国企業の腐敗行為の形態とその影響

世界銀行のアナリスト Cheryl W. Gray & Daniel Kaufmann は外国企業の発展途上国における投資に際し頻発する腐敗行為とその影響を五類型に分類している。すなわち、

- 一. 政府契約… 公的な財やサービスを供給する民間当事者の選択とその財の供給契約の条件が賄賂により影響される。またプロジェクトの執行中にも再契約の条件が影響を受ける。
- 二. 政府ベネフィット… 賄賂により貨幣ベネフィット(税、補助金、年金、失業補償など)と実物ベネフィット(特権学校へのアクセス、医療、保険、住居、企業の株式など)の分配が影響を受ける。
- 三. 公共収入… 賄賂により政府により民間側から徴収される税あるいはその他費用が減少する。
- 四. 監督の時間の減少と免除… 賄賂により政府の認可がスピード化される。
- 五. 司法活動の結果と規制の過程への影響… 賄賂によって不正行為の阻止や法の公正な執行が阻害される。⁵⁾

以上の五類型であるが、中国における外資企業の腐敗活動にもこのすべてが該当する。ただ中国には中国独特の腐敗の構造的要因が存在し実際の腐敗はもっと広範かつ多様である。したがって外国企業は中国での腐敗行為では中国

特色のルール、多様性を受け入れて腐敗に手を染める。

ゲームのルールに譬えれば中国では政府がルールの制定者、審判であると同時にプレイヤーであるといえる。政府の官員が政策を決定し事業の発展の資源を掌握し、また事業への参入と制限を監督する責任ももつ。国内企業に対して官員はこの権限を利用し、不法な利益を得ることができる。また外国企業からは国内企業とは異なる便益をも得る（例えば非常に多いのは後述するように子女を国外に留学させる、外国に家族を移民させるなど、何静漣が賄賂を得るための「社会資本」と呼ぶ官僚の権限である⁶）。

一般論であるが多国籍企業は規則を守り本国では比較的「遵法」であるといわれる。特に米国の「連邦海外腐敗行為防止法」(The Foreign Corrupt Practices Act of 1977, 15 U.S.C. 78m, et seq.) や OECD などの国際機関の取り決めは厳しく腐敗行為を禁じている。しかし腐敗が習慣になっているこの中国では利潤を得ようとすれば、外国企業も郷に入れば郷に従えである。賄賂を使って迅速に市場の参入権と各種便益を獲得しなければならない。腐敗したくなければ中国市場を退出するしかないといわれる。

(3) 腐敗の窓口

それでは外国資本はいかに訓練して腐敗の達人になるか？中国の市場環境を経験した外国企業の腐敗の窓口は多様かつ巧妙である。中国『瞭望東方週(中国語表記では周)刊』によれば以下のような窓口が紹介されている⁷。

一、贈賄対象の子女に留学の機会を提供… 官員の子女の海外留学と住居を手当て。(筆者注…前記CCI社の案

件では同社が中国国有企業の収賄者の子女の大学学費を提供していた）

二・退職ないしその後事業を営む官員に「顧問料」を給付する。

三・関連取引… 官員の親族と商取引を… して利益を送る。

四・口座に送金… 官員の海外親族ないし友人に銀行の通帳、カードを交付。一般に（営業員→顧問会社→顧客（収賄者）の形の取引を… して顧問料の名目で送金される。

五・虚偽の職位… 官員あるいは国有企業の幹部の親族や、はては運転士を高額で招いて高級主管に就任させる。特に銀行業はこの方法をとる。投資銀行の事例では高官や重要な機関の職員の子を招聘して人脈を構築し多くの取引の獲得に成功した。

六・顧問に招聘… プロジェクトの中心業務とまったく関係のない新会社を設立し顧問に招聘し高額サラリーを給付。

七・株主権供与… 不動産業で普遍的な方法である。設立する開発会社の株式を贈与。

八・広告… メディアが不利な事実の報道を準備しているのを知ると広告会社を… として記者か管理者を買収する。広告費を使つて一時的な安全を得る方法である。

九・旅行接待… 官員らがファーストクラスに乗り五つ星のホテルに滞在した事例ではハワイ、デイズニーランド、ラスベガスが目的地である。（筆者注… CCI社の案件では工場見学と研修の名目で同社は米国観光に招待）

十・販売商をつうじた贈賄… 米国の電信設備会社員によれば米国の関連法規の制裁を回避するため販売商に安い価格で製品を販売し現地販売商に賄賂を送らせる。

以上であるが、いずれにしても中国では商業腐敗と官員腐敗とが密接に関連があることを実例が語っている。腐敗の原因は法が未整備であることも一因であろう。また法があっても法に依らない悪しき伝統も無関係ではない。前述の最強者の「ルール」が存在することが問題の原因なのである。

(4) 中国企業による外国での腐敗行為

中国企業による海外での腐敗行為が増大している。資源の確保や国家戦略遂行の役割をもつものもある反面、賄賂などの不正な手段による受注や事業を利用して官僚自身が不正な利益を取得する仕組みを内包するものがある。以下代表的事例である。

◆ フィリピンの公共工事受託の中国企業に対し賄賂嫌疑で世界銀行融資停止

世銀廉潔局 (World Bank's anti-corruption unit) の調査により世銀が一・五億ドルを融資するフィリピン全国道路改善管理計画のプロジェクトの受注で中国四社の腐敗行為が発見され融資を停止した。四社の社名とその処分は中国路桥集団 (停止八年)、中国武夷実業公司 (同六年)、中国地質工程集団公司 (同五年)、中国建筑工程総公司である。同時にフィリピンと韓国の建設会社も処分された。⁸⁾

◆ 胡主席の長男に嫌疑

「精華ホールディング」の子会社・威視公司は世界各地でX線検査機の納入実績をもつが持株会社である同社の

グローバル化、中国の経営と腐敗、そして外資企業のリスク (築場)

党書記は胡主席の長男胡海峰氏である。英国港湾の入札について英のエンジニアリング企業スミス社（Smits Group (UK Ltd.））が不当な競争を理由にEC委員会に提訴。同社の入札価格が特別に廉価なうえ中国政府の特別融資が付帯していたことが問題になった。

ナミビアでも同社入札に同様な嫌疑が浮上。三名の中国人を賄賂容疑で逮捕。現地代理店（中国人）への頭金の支払いに海峰氏の関与の有無が焦点とされた。⁹⁾

◆フィリピンのアロヨ政権側へ贈賄疑惑

中国によるフィリピンのブロードバンド網構築、鉄道復旧、南シナ海の共同探査など一連の援助をめぐり、中国企業のフィリピンのアロヨ政権側、大統領の夫への贈賄疑惑が浮上。¹⁰⁾

◆中国輸出入銀行が低利融資

シーレーン上のバンングラデッシュ、ミャンマー、セイロン等に援助攻勢。中国の輸入石油の七割がシーレーン経由のためといわれる。これらは資源確保のための援助ともいえるが、腐敗行為をともしなうことも多いといわれる。¹¹⁾

いずれにしても中国と中国人の関わる腐敗行為がきわめて多い。国内の腐敗レベルが高ければ中国および中国企業の活動の国際化にともない腐敗も国際化するのには必然である。なお上の事例は腐敗と権力の関係、また中国独特ともいえる家族観念が腐敗とも無関係でないことを推測させる。このような国家プロジェクト推進を執行する企業に党の

現職ないし高官OBの子弟が密接な関係を有する事例は事欠かない。

4. 世界を震撼させた有毒粉ミルク事件

——中国・NZフォンテラ合弁・三鹿集団粉ミルク事件——

有毒粉ミルク事件は中国で事業展開する外国企業にとって投資リスクの存在と製品の安全性の確保の難しさを改めて知らしめた事件であったといえる。また同時に中国の政治のありかたが事件の発生と事態の深刻化と無関係でないことが明らかにされた事例である。

(1) 事件の経緯

(事件の発生とその波及)

二〇〇八年九月、中国河北省「三鹿集団」の製造する粉ミルクに有毒物質のメラミンが含まれており多数の幼児が腎臓機能障害を発症する事件が相次いで報道された。六人の死亡が確認され三〇万人に疾患が見つかった。メラミンは有機化学製品生産工場で生産されるもので、粘着剤として用いられている。二〇〇七年、中国の二つの会社が米国に向けて輸出した植物性たんぱく質にこのメラミンが添加されていたため、米国のペットフードが汚染され、犬や猫が四千匹以上死亡している。同集団以外にも国内二三社の乳製品メーカーが生産する乳児用粉ミルクとその他の乳製品にもメラミンが検出されたと報告された。

グローバル化、中国の経営と腐敗、そして外資企業のリスク（築場）

同集団はニュージーランドの乳業大手フォンテラ社（Fonterra Co-operative Group Limited）が四三％の株を保有する合弁資本である。フォンテラ社も急遽、ニュージーランド国内で、妊婦用保健牛乳の回収を公表した。また日本の九大食品も同社子会社が中国から購入した食材にメラミン混入の疑いがあり五品目の商品を自主回収した。韓国でも中国産飼料からメラミンが、シンガポールでは中国産乳製品からメラミンが検出され中国産飼料、乳製品の輸入と販売禁止を命じた。そのほか多くの国が直接間接中国の乳製品を輸入しており中国内外の取引企業が対応に迫られた。世界保健機構（WHO）は九月二一日、中国が情報をすぐに開示しないことを批判した。

なお中国衛生部当局の発表によれば有毒物質の混入は人為的なもので、河北省当局による調査の結果、牛乳提供業者が二〇〇五年にはすでに牛乳の中にメラミンを添加していたこと、また粉ミルクメーカーの三鹿集団が早期に問題を知っていたにもかかわらず隠し続けていたことが九月一七日、明らかにされた。¹³⁾

また一〇月二九日、北京の弁護士グループが北京・天津・山東・河北など合わせて九人の三鹿有毒粉ミルク被害者のために、三鹿集団に対して石家荘新華区裁判所へ民事訴訟を行った。このほか各地で被害者は裁判所に対し三鹿集団を訴え賠償金を求めたが、裁判所からの回答が得られないという。情報によると、各地裁判所は早くから政府上層部から、三鹿有毒粉ミルクに関連する賠償提訴を受理してはならないという通達を受けていたという。一方、被害者家族は、三鹿集団への訴えに対して、政府が介入したことについて双方の間に関係があればまさに官民結託ではないかと疑問を抱いているという。¹⁴⁾

こうして三鹿有毒ミルク事件はメラミン混入という生産者による直接的原因のほかに行政の監督体制、司法行政のありかたが問題になった事件であった。こうした行政に対する疑いは根拠がないわけではなく司法の独立性の欠如、監

督機関と企業の癒着が原因、温床となる事件が頻発しており人民の行政に対する怨嗟が蔓延しているのである。

(事件の原因)

同製品のメーカー三鹿集団は五〇年以上の歴史を持つ国内屈指の業界大手であり、年間売り上げトップの座を一年間確保し続けてきた。これまでにその開発商品は中国当局から数々の賞を受賞した。このような「優良」企業は政府の検査免除の認定を得て、所定の期間無検査で製品を販売することができる。

ところで中国では生産コストを下げるため、有毒物質を食品に使用するのは日常茶飯事とも言われる。富阪氏の著書にその数多くの事例が紹介されている。多くの事例は中小の生産者や農民が有毒物質を使用して食品を生産した事例である。いずれも三鹿集団のメラミン投入が公表される以前の事件であるが三鹿同様、牛乳を水で薄め有毒物質を混入する事例が紹介されている。¹⁴⁾

多量のメラミン混入は生産過程で意図的にたんばく質を増加するためにおこなわれていた。判決ではメラミンの混入は三鹿が原乳を購入する前に二人の農民によりおこなわれたとされている。しかし一〇万人以上の多数の被害者と数年の間メラミンが使われていたことだけでも三鹿集団が意図的に投入していたと疑われる理由はある。いずれにしてもメラミンの混入と食品中毒の発生を知らながら対応をとらず隠していた三鹿集団、それに加え、行政の監督倫理の欠如、責任の回避は責任重大である。当局の安全管理の監督体制が十分に機能していない原因として行政と企業の官民が癒着し監督が形骸化している疑いは濃厚である。その上、当局が報道統制をつうじて事件が明るみになるのを防ごうとしてきた。そのために被害が拡大し被害者が増大する結果となった。さらに当局は司法に介入し審理を妨害

した。当局のこうした姿勢も被害を拡大した原因といえる。

事件はこうした行政と企業の癒着、司法の独立性の欠如の制度的環境のなかで発生したといえる。同社は同社粉ミルクに国家質量監督検疫総局（「国家質検局」）の検査免除の認定を得てメラミンの投下された粉ミルクを生産し、各地で多くの乳児が発症しているにもかかわらず有毒粉ミルクを販売し続けた。監督当局も知らぬ存ぜずの態度に終始し事態を悪化させた。問題発生から数年経た二〇〇九年九月、国家衛生部によりメラミン混入が発表されたのは中毒発症被害がもはや隠せないほど拡大したからであった。

（2）後日談

（網民の声）

中国では政府の発表、政府系メディアの報道を信じない人民が増えている。いわゆるロコミを信じる人が多い。実際、ロコミの内容が後日真実であることがわかることが多い。いわゆる「網民」とは広義にはインターネットのユーザーである。二〇一〇年七月現在、約四億の網民がいるといわれる。ネット新聞・報道のサイト上に網民の投書欄を設けたものが多く、狭義にはネット上で積極的に発言する者ということが出来る。この中には本名や偽名で学術的論文を掲載する者からユーモアのある政府批判の投書や誹謗中傷まである。水準も多様である。したがってネットは現代のロコミともいえる。「網民」の発言をそのまま事実とすることはできないが、事件の真相を知り経営環境を知ると資料として検討・研究することは必要であり最良の材料であるといえる。三鹿に関する「網民」の声を集約し紹介すると以下のとおりである。それは政府発表と相反する内容である。

○メラミンを投入したとされる生産者はスケープゴートであり三鹿がたんばく質を増加させるために組織的に添加したのが原因である

- 「国家質検局」の「検査免除」の許可を獲得するまでには、五つの段階をクリアしなくてはならない。ただ賄賂次第で簡単に許可を得ることはできる、三鹿の検査免除の認定も例外ではない
- 権限を有する当局にとつてそれ（許認可）はまさに絶好の利殖機会でもある
- 三鹿の有毒ミルクを許可した責任を回避したい当局が真相解明をするはずもない
- 司法に対する審理の差し止めも真相解明を防ぐためである

こうした声に根拠がない、事実無根であると思われるのは、当局の発表が真実でないことが後日判明することが多く、疑いをもたれているからである。それほど中国の食品汚染の闇は深いといえる。

（後日談）

政府衛生部発表後、中国内外で公表された重要事実とその概要を以下紹介する。改めて政治と経営の不透明、責任を追及することの困難性、そして中国投資リスクの問題の存在を知らしめる内容である。

- ①フオンテラ社は問題を伝えていた 公表拒否したのは中国共産党幹部
- ニュージーランド国営テレビ局チャンネル1は二〇〇八年一〇月一九日、中国「三鹿有毒粉ミルク」の事件調査を

報道した。フォンテラ社のアンドリュー・フェリエ会長（Andrew Feriel）は取材に対し、有毒粉ミルク事件が発覚した当時、中国共産党幹部は「国家安全」を理由に、有毒三鹿粉ミルク製品を公に回収することを強く反対したことを明らかにした。

また三鹿集団はすでに、二〇〇七年一月に粉ミルクの問題が発覚したとし、二〇〇八年の六月に上層幹部まで粉ミルクの中にメラミンが含まれていることが広がった。しかし、一月から九ヶ月が経つてから、ようやく株主のフォンテラ社に知らせたという。フェリエ会長は、当初、われわれはメラミンが有毒であることについて知らなかった。しかし、食品が汚染された以上、情報公開して製品を回収するしかないと決定した。この決定に対して、中共幹部は『決して公開してはならない』と否定的な内容が返って来た。弊社と三鹿の要求に対して、中共幹部は『製品回収してもいいが、情報公開してはならない』と強く拒んだという。¹⁵⁾

②フォンテラ社は同社が中国の酪農大手・三鹿集団への投資した一・〇七億ドルは全額回収不能になったと公表した。¹⁶⁾

③三鹿集団、社名変更して生産再開
社名を変更した三鹿集団は優良資産を移転すれば、その実体は空になり、被害者と債権者への賠償も事実上空論になる。¹⁷⁾

④河北省石家荘市中級人民法院は二〇〇九年一月二二日、メラミンを投入したとされる被告に対し死刑以下判決。また二月一二日三鹿社の破産を宣告。

⑤三鹿有害粉ミルク事件・責任問われた政府関係者、実質昇進

重大過失のある「国家質検局」食品生産監督司副局長・鮑俊凱氏はすでに、数か月前（二〇〇八年内）に安徽省出

入国検閲検疫局局長に就任した。河北省紀律委員会、省監察庁から処分を受けた河北省農業庁元庁長の劉大群氏は二〇〇八年一月に邢台市の市委副書記に人事異動され、さらに今年一月に邢台市市長に就任した。⁽¹⁸⁾

上記の①にあるように、三鹿集団の株式の四三%を所有するフォントラ社が役員を二名も派遣しながら、メラミン混入の事実について長く知らなかったことが事実であるか否か問われる。事実であるとしても、その経営姿勢はもろん品質管理面のガバナンスに問題があったこと、安全な製品を提供する努力が十分でなかったことは明らかである。本国ニュージーランドでおこなわれている厳しい品質管理がどうして三鹿集団に根付かなかったのかも疑問である。同時にこの事件から、中国での合弁企業経営のうえで外資企業にとって管理困難な不透明な政治の問題が存在することも明るみになったといえる。

また事件後、中国のメディアが伝えるように一度処分を受けた責任重大な政府関係者が昇進している。これは多くの人々にとつても理解不可能だというのが、中国において強力な官僚制度の存在が経営環境の一つであることを認識させる事例であるともいえる。

(3) 三鹿集団粉ミルク事件の判決

二〇〇九年一月二四日、河北省石家荘市中級法院においてメラミン混入の実行犯の農民三人に対し死刑（一人は執行猶予二年付き）、事件当時の三鹿集団社長兼会長であり河北省共産党委員会書記（党トップ）の田文華ら経営陣三人のうち田は無期懲役と罰金が命じられた（田は上訴したが高級人民法院は一審判決を維持⁽¹⁹⁾）。しかし監督機関の中

央・地方の官僚の責任が問われることは全くなかった。本稿で官僚の地位が強固である一端を垣間見たところであるが、こうした中国官僚制と司法のありかたは外国企業が苦慮する中国の経営環境でもある。

むすびにかえて

中国の市場開放とグローバル化が経済成長をもたらしたのは事実であるがそのあり方はいびつであり多くの問題が噴出してきている。食品の製造にかぎらず安全な製品を製造・販売することは事業者の倫理である。有毒であることを知っていて販売していたのは言語道断である。ところで合弁企業の共同出資者も共同責任を有する。有毒な粉ミルクが販売されているのは倫理感が欠如しているばかりか違法であるがフオンテラ社はその事実を久しく知らないでいたという。またこの事実を認識した後にも共産党中央から公表を禁じられたというのがこれは確認が困難なレベルの問題である。政治の不透明性と中国での合弁事業のガバナンスの難しさを知らしめた事件である。

経済成長の一方で急速に貧富の格差が拡大している。その一つの理由は最も多く富の配分にあずかる者が元共産党高級幹部子弟や共産党官僚、大企業経営者など「赤色資本家」に偏っていることである。彼らは政府や公的機関、国営企業などの官僚、経営者として資源配分の決定権限を有し、また家族関係や「関係」(guanxi)といった中国独特の関係網をつうじて利益共同体を形成し利益を独占している。いわゆるクローニー(縁故)資本主義が新旧党官僚により形成されているといえよう。

そして彼らの経済行為が不法な腐敗行為をとまなうこともなけば常態化しているが彼らは権力そのものであるか権

力と癒着しており不正を摘発されることは少ない。また官僚や経営者の腐敗の摘発がおこなわれるか否か処分が公正におこなわれるか否かは党権力の維持、党幹部間の権力闘争、力関係と無関係ではない。また司法も独立しているとはいえない。本稿の前半で紹介したのはそうしたなかで露見した官僚の不正の一端にすぎない。また三鹿集団粉ミルク事件の公判をつうじて真正な責任の追及がどこまでなされたかはなほ疑問である。本稿で官僚の地位が強固である一端を垣間見たが、こうした中国官僚制と司法のありかたは外国企業がしばしば苦慮する中国の経営環境の一つでもある。

ところで食の安全の問題は政治的な導火線となる問題である。『南方週（中国語表記では周）末』で報道された後、ほどなく削除されたように、党幹部食品用専用農場が中国各地に存在することは公然たる秘密である。^⑩多くの貧しい人にとっては党幹部が食する安全だが高価な食品を手に入れることは簡単ではない。食の差別、党幹部の倫理感欠如は党幹部に対する怨嗟を生む原因であり貧富の格差はまた火に油をそそぐ要因である。

貧富の格差がもたらす不平等感是中国ではもともと敏感な問題であり政治的な導火線になることは歴史が証明している。また言論弾圧にもかかわらず政治変革を求める声は依然として止まない。「社会の安定」を口実として弾圧されているが、言論の弾圧が効果をもたないことは歴史が証明している。中国社会の表面的な発展と裏腹に社会変革を求めるマグマが蓄積され外国企業にとって中国ビジネスのリスクは増大しつつあるといえる。

(1) Financial Times Global 500 2010. <http://www.media.ft.com/cms/66ce3362-68b9-11df-96f1-00144feab49a.pdf> retrieved 2010.07.10

(2) 何清漣：「清洗『带血的GDP』为『何如此困难』」 http://www.danke4china.net/Article/news_more.asp?lmid=67 retrieved 2010.07.10

- (3) 人民網日本語版「グローバル企業の賄賂事件が続出 手段現地化が特徴に」<http://www.j.people.com.cn...html> 2009.09.08. retrieved 2010.07.10
- (4) 金羊網「商業賄賂成官員腐敗重災區 窩案牽涉多個部門」來源：中國經濟周刊：2010.09.07 http://big5.ycwb.com/money/2010-09/07/content_2739529.htm retrieved 2010.11.20
- (5) Cheryl W. Gray & Daniel Kaufmann, "Corruption and Development", *Finance & Development*, March 1998
- (6) 何清涟(著) 坂井臣之助、中川友(翻訳)『中国現代化の落とし穴―噴火口上の中国』草思社 2012.12.
- (7) 贺军「跨国公司在中国行賄十宗罪」来源：瞭望东方周刊 <http://www.igouhome/thread...> 2009.09.03, retrieved 2010.11.20.
- (8) 第一經濟日報「中国4家国企涉嫌腐败行为遭世界银行封杀」2009.1.06 <http://ido.3mt.com.cn/Article/200901/show1245646c31p1.html> retrieved 2010.07.01.
- (9) 産経新聞社「胡锦涛の長男が社長を務めていた会社が贈賄」<http://sankei.jp.msn.com/world/china/090721/chn0907211924005-n1.htm> retrieved 2010.07.01.
- (10) 朝日新聞社「外交ハロー：中シレーン重視、港を支援」<http://www2.asahi.com/TKY200804230232.html> 2008.04.30, retrieved 2010.04.24
- (11) 同右
- (12) AP通信・北京／ニューヨーク発一訳『米流時評』。米国時間二〇〇八年九月二四日。「中国公安当局、汚染乳業メーカー―三鹿への昨年から捜査を隠蔽」<http://www.beiryu2.exblog.jp/8676241/> retrieved 2010.07.01
- (13) Epochimes, 「中国有毒粉ミルク事件訴訟 政府関与で全件不受理」http://www.epochimes.jp/jp/2008/11/print/prt_d34652.html. retrieved 2010.07.01
- (14) 富坂聡『中国ニセ食品のカラクリ』角川学芸出版（角川グループパブリック）2007.12
- (15) Epochimes, 「有毒粉ミルク事件の公表拒否したのは、中共幹部―フォンテラ社会長」<http://www.epochimes.jp/jp/2008/10/html/d71620.html>. retrieved 2010.07.01

- (16) Epochtimes, 「ニュージーンランド酪農大手：中国投資、全額回収不能の見込み」 http://www.epochtimes.jp/jp/2008/11/print/pt_d24523.html. retrieved 2010.07.01.
- (17) レコードチャイナ 「三鹿集団、社名変更して生産再開」 <http://china.jp/article/25351.html>; http://www.epochtimes.jp/jp/2008/11/print/pt_d33951.html. retrieved 2010.07.01
- (18) Epochtimes, 「三鹿有害粉ミルク事件：責任問われた政府関係者、実質昇進」 http://www.epochtimes.jp/jp/2009/04/print/pt_d12852.html. retrieved 2010.07.01.
- (19) 「人民網日本語版」 二〇〇九年三月二七日 「三鹿粉ミルク事件―審判決を維持」 <http://people.incubetec.jp/at/1a970640a4be459eae3dc8926bf343ae> retrieved 2012.02.12
- (20) 南方周末(广州)「低調、種菜」 2011-05-06 10:48:35 <http://discover.news.163.com/11/0506/10/73C7M72R000125L1> retrieved 2012.02.12